

## 永平寺町四季の森複合施設 利用規約

永平寺町（以下「当町」とする。）は、当町が管理する施設において、利用者が適正かつ円滑に利用していただくための利用規約（以下「本規約」という。）を以下のとおり定めます。利用者は、本サービスの利用前に必ず本規約の内容を確認の上同意し、本サービスの利用に際しては本規約の条件を遵守するものとします。

### （目的）

第1条 永平寺町四季の森複合施設（以下「当施設」という。）は、仕事と生活の調和、新たな人材や企業の誘致及び新規起業者への支援を図るとともに、関係人口の拡大及び地域の活性化を目的に設置するものです。

### （サービス）

第2条 当施設にて提供するサービスは、以下のとおりとなります。

- ① サテライトオフィス（レンタルオフィス）
  - ② コワーキングスペース
  - ③ テレワークスペース
  - ④ 貸し会議室
  - ⑤ 飲食スペース
  - ⑥ 共有キッチン
  - ⑦ 絵天井広間（旧傘松閣/研修、講演会等に使用）
  - ⑧ 備品の貸出
  - ⑨ インターネット環境
  - ⑩ 郵便物・荷物の受取、一時預かり
  - ⑪ その他、当町が必要と判断するサービス
- 2 サービス内容は、予告なく変更する場合があります、変更の場合ホームページ等でお知らせします。
- 3 イベント等の開催により、当施設の全部又は一部の利用を制限する場合があります。
- 4 当施設は、共有空間を活用しての交流の場であり、他者の迷惑にならない範囲での会話については推奨しています。
- 5 当施設は、災害発生時に避難場所となることがあります。

(利用時間)

第3条 各サービスの利用時間は、以下のとおりとします。

- ① サテライトオフィス・・・24時間使用可能
  - ② コワーキングスペース、テレワークスペース、貸し会議室、絵天井広間、備品  
・・・9時から17時
  - ③ 共有キッチン、飲食スペース・・・施設利用時間に応じて  
(共有キッチン、飲食スペースのみの使用はできません)
- 2 利用日の5日前までに申し込みを行ってください。
  - 3 施設が開館中であれば、当日の申し込みでも予約状況に応じ利用ができます。
  - 4 土日祝日は、利用申し込みがなければ休館とします。
  - 5 利用日の5日前を過ぎての申し込みについては、お電話又はメールにてご相談ください。
  - 6 年末年始は休館とします。
  - 7 利用時間は、準備や片付けすべてを含めた時間となります。
  - 8 利用時間を延長する場合は、前もってお知らせください。ただし、予約状況により希望に応じられない場合があります。
  - 9 利用終了後は、利用前の状態まで原状回復してください。

(利用料金)

第4条 各サービスの利用料金は、以下のとおりです。

施設名	利用区分	利用料金
コワーキングスペース	1ブース (1人～4人)	・200円/時間 ・1,000円/日 ・10,000円/月
会議室	1部屋	・500円/時間
テレワークスペース	1ブース	・半日 200円 ・終日 300円
多目的ホール	80席	・1,200円/時間
飲食スペース、共有スペース		・無料
絵天井広間 (旧傘松閣)	半日	・午前 20,000円 ・午後 30,000円

2 貸出備品の利用料金は、以下のとおりです。

ノートパソコン (4台)	1台/1日あたり 300円
プロジェクター (1台)	1台/1日あたり 300円
スクリーン (1台)	1台/1日あたり 300円
複合機 (1台)	プリンター使用/白黒1枚 10円、カラー1枚 65円 コピー使用/白黒1枚 10円、カラー1枚 65円

	スキャナー/無料
--	----------

- 3 月額利用の場合の1ヶ月に満たない期間の利用料金は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とします。
- 4 年額利用の場合の1年に満たない期間の利用料金は、1年を12ヵ月として月割り計算した額とします。

(郵便物・荷物の受取)

第5条 利用対象者は、コワーキングスペースの1ヵ月以上連続した利用契約を締結した者及びレンタルオフィス契約者に限ります。郵便物・荷物受取サービスを申請し、当町の承諾を持ってサービスを利用することができます。

- 2 申請の承諾後は、当町から明示された住所を自らのオフィスの住所として名刺やWebサイト等に掲示することができます。ただし、利用者は、契約期間の満了と同時に、当該掲示を削除するものとします。
- 3 利用者宛の郵便物・荷物は、当町が一時的に収受し保管します。ただし、一時的な預かりは最長1ヶ月までとし、これを超える場合、当町の判断において処分することができるものとします。
- 4 以下に該当するものの受取はできません。
  - ① 代金引換、料金不足、着払いのもの
  - ② 現金書留、内容証明、特別送達、本人限定受取郵便
  - ③ 裁判所などからの公的、法的効力のある文書
  - ④ 食品、生き物、危険物
  - ⑤ その他、当町が預かるべきものではないと判断したもの
- 5 郵便物・荷物の紛失及び盗難等については、当町は一切の責任を負いません。
- 6 郵便物・荷物の収受について、当町から利用者に個別に連絡することはありません。
- 7 利用者の当施設利用期間終了日以降は、当町は郵便物・荷物の収受等の対応は一切行わず、宛先不明の郵便物・荷物として処理されることを予めご了承ください。

(残置物)

第6条 1ヶ月経過後の残置物について、当町の判断において処分することができるものとします。

(禁止事項)

- 第7条 以下の場合には、当施設の利用をお断りすることがあります。
- ① 申込時の利用目的と、実際の利用内容が著しく異なる場合。
  - ② 利用申込書の記入内容に、偽りがあると認められた場合。
  - ③ 管理上又は風紀上好ましくないと認められる場合。

- ④ 暴力行為、反社会的行為及びそれらの活動、又は業務内容が不明確な団体が主催、協賛、後援等を行う場合。
- ⑤ 危険物の持込又は危険物の持ち込みによる人身事故、又は建物、スペース、備品等を破損、汚損、紛失等した場合。
- ⑥ 展示及び装飾施工上、会場内に釘、鋸、アンカー等を打つ、又は許可無く糊、強粘着テープ等を張った場合。
- ⑦ 大声、音、振動、臭気の発生等により、周囲に迷惑を及ぼす又はその恐れがある場合。
- ⑧ 当施設内及び敷地内において、喫煙が発覚した場合。
- ⑨ 当町及び施設管理者からの注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合。
- ⑩ その他当施設の管理運営上、支障があると判断した場合。

(不可抗力)

第8条 天変地異、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他当町の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、当町の業務が停止し利用者へ本サービスの提供ができなくなった場合、これにより利用者に損害が生じたとしても、当町は一切の責を負わないものとします。

(サービス提供の休止)

第9条 当町は、以下の項目に該当する場合には、利用者に通知することなくサービスの全部又は一部の提供を休止することができます。

- ① 設備の不具合等により、十分なサービスを提供することができないと当町が判断した場合。
- ② 当施設の定期点検が行われる場合。
- ③ 緊急の点検、設備の保守上あるいは工事上やむを得ない場合。
- ④ 火災、停電、天変地異、法令及びこれに準ずる規則の制定・改廃、公権力による処分・命令、その他当町の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、サービスの提供ができなくなった場合。
- ⑤ 通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合。
- ⑥ その他、当町が運営上休止する必要があると認めた場合。

(損害賠償)

第10条 利用者は、サービスの利用に際し自己の責に帰すべき事由により当町又は他の利用者に損害を与えた場合は、自らの費用と責任において解決にあたるものとし、当町は一切の責任を負わないものとします。

2 当施設内外の建造物、設備、什器、貸出備品等を毀損、汚損、紛失等させた場合には、

その損害について全額賠償請求します。

(免責)

第11条 利用者が主催する当施設での催事等は、自己の責任において実施するものとし、当町はこれにより発生した一切の責任を負わないものとします。

2 当施設利用中の展示物及び利用者、参加者が持ち込まれた物(貴重品を含む)等の盗難、破損事故については、その原因の如何を問わず当町は一切の責任を負わないものとします。

3 当施設内(駐車場等含む)における事故、盗難等について、当町は一切の責任を負わないものとします。

(協議事項)

第12条 本規約の解釈に疑義が生じたとき、又は本規約に定めのない事由が生じたときは、当町及び利用者は誠実な協議の上、解決するものとします。

(準拠法等)

第13条 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。

2 本規約に関する一切の訴訟は、福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【付則】

1 本規約の改定は、必要に応じて当町が行うものとします。

2 本規約の施行に関し、必要な事項は当町が別に定めます。

3 当町が本規約を改定した場合には、利用者は改定日以降、改定後の本規約に従うものとします。